

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成30年8月9日(2018.8.9)

【公表番号】特表2017-538964(P2017-538964A)

【公表日】平成29年12月28日(2017.12.28)

【年通号数】公開・登録公報2017-050

【出願番号】特願2017-527585(P2017-527585)

【国際特許分類】

G 02 B 27/01 (2006.01)

G 02 F 1/15 (2006.01)

G 02 F 1/157 (2006.01)

B 60 J 3/04 (2006.01)

B 60 K 35/00 (2006.01)

【F I】

G 02 B 27/01

G 02 F 1/15 502

G 02 F 1/157

B 60 J 3/04

B 60 K 35/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成30年6月29日(2018.6.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ヘッドアップディスプレイアセンブリであって、

電気光学アセンブリであって、

第1の表面および第2の表面を有する第1の円弧状基板であって、前記第1の表面および前記第2の表面のうちの1つが透過性反射コーティングを含む、第1の円弧状基板、

第3の表面および第4の表面を有する第2の円弧状基板であって、前記第4の表面が反射防止コーティングを含む、第2の円弧状基板、

前記第1の基板と前記第2の基板との間で画定された空洞に位置付けられた電気光学媒体であって、前記第2の表面が、プロジェクタから車両運転者の前方視認領域に投射された入射光を反射するように構成される、電気光学媒体、ならびに

前記電気光学アセンブリの周縁端の周囲に配置されたスペクトルフィルタ、を備える電気光学アセンブリ、を備える、ヘッドアップディスプレイアセンブリ。

【請求項2】

前記第1の表面が、部分的に光反射性かつ部分的に光透過性のコーティングでコーティングされ、前記第2および第3の表面が、光透過性かつ導電性のコーティングでコーティングされ、前記第4の表面が、反射防止コーティングでコーティングされ、前記電気光学アセンブリの光透過率が、前記第2および第3の表面上の前記コーティング間で電位を変えることによって制御される、請求項1に記載のヘッドアップディスプレイアセンブリ。

【請求項3】

前記電気光学アセンブリが、約25%の光反射率を含み、光透過率が、約35%～5%未満の範囲である、請求項2に記載のヘッドアップディスプレイアセンブリ。

【請求項 4】

前記第1の表面から見た場合、明瞭状態において約15%～60%、および完全暗化状態において約0%～10%の光透過率を有する、請求項2に記載のヘッドアップディスプレイアセンブリ。

【請求項 5】

前記第2および第3の表面上の前記コーティングが、約2オーム/sq～15オーム/sqのシート抵抗を有する酸化インジウム錫を含む、請求項2に記載のヘッドアップディスプレイアセンブリ。

【請求項 6】

前記第1および第2の基板のそれぞれが、少なくとも約500mmの球面半径を有する、請求項1に記載のヘッドアップディスプレイアセンブリ。